

踏まえた研究になっているものと思われるが、5年、10年の単位でみた場合過去の研究成果が現在に生かされることなく、研究開発成果の在庫がバラバラの孤立した結果に終わることになっていないだろうか。日進月歩で進化する技術的課題に対処し、中小企業の期待に応えるために、独自の評価技術の開発、技術シートの整備に繋げるようにしなければならないが、そのためには個々の技術者の能力を管理・開発し蓄積された研究成果を有効に活用する組織的な仕組みを作らなければならない。中期事業指針懇談会のメンバーから出ていた意見、即ちナレッジマネジメントを含め、長期的視野に立った組織的・継続的な取り組みが求められる。

第3 京都府織物・機械金属振興センター

1 概要

1.1.設立目的・根拠条例等

京都府織物・機械金属振興センター（以下「織金センター」という。）は京都府組織規程第91条により設置されており、染織業、機械金属業等の振興発展を図ることを目的として、以下の業務を行うこととされている。

染織業、機械金属業等に関する技術の調査、試験、研究、分析、測定および検査に関すること

意匠の改善および試作に関すること

染織業、機械金属業等の技術相談、支援および普及に関すること

染織業、機械金属業等の管理者および技術者の研修に関すること

その他染織業、機械金属業等の振興発展に関すること

1.2.沿革

明治38年 京都府織物試験場の設置が決定

明治39年 中郡吉原村(現京丹後市峰山町)に建物完成、業務開始

明治40年 開場式を挙行

昭和 2年 奥丹後大震災により建物全壊

昭和 3年 建物および機械・設備の復興完了、業務再開

昭和31年 与謝郡野田川町(現与謝野町)に技術員駐在所を開設

昭和41年 振興課、技術課に加え、新たに経営指導課を設置、総合研究指導機関として体制整備

昭和43年 庁舎を峰山町(現京丹後市峰山町)丹波に改築移転

組織を技術課(技術指導係、試験研究係)、経営課(総務係、経営指導係)の2課4係制に変更

昭和47年 名称を京都府織物指導所に変更

技術員駐在所を廃止し、加悦谷分室を設置

技術課の係制を廃止し、主任研究員制へ変更

染色実験棟竣工

昭和50年 丹後機業振興対策室を経営課に統合

昭和52年 加悦谷分室を加悦町(現与謝野町)算所に改築移転

平成12年 新たに機械金属試験室を整備し、名称を京都府織物・機械金属振興センターに変更

組織を経営課、織物課、機械金属課、加悦谷分室の3課1分室制へ変更

平成17年 加悦谷分室の機能を全て本所へ統合し、組織を経営室、織物室、機械金属室の3室制へ変更

平成20年 組織を企画連携課、技術支援課の2課制へ変更

経営支援業務を財団法人京都産業21北部支援センターへ移管

庁舎を「丹後・知恵のものづくりパーク」へ移転

1.3.組織

組 織



(織金センターの Web サイトより抜粋)

1.4.施設の概要と所在地

所在地 京丹後市峰山町荒山225番地（丹後・知恵のものづくりパーク内）

建物 4,183.51㎡（延床面積）

A棟 1,322.03㎡

B棟 2,582.65㎡

附属建物 278.83㎡（物置、倉庫、車庫等）

1.5.主な業務内容

1.5.1.産業活性化支援対策

丹後産業振興対策の推進

丹後産業の振興のためのビジョンや計画で示された提言や対策について、内外の環境の変化を考慮しつつ、業界および支援機関、自治体等がそれぞれの役割と機能に応じて分担、連携し、効率的かつ効果的に施策を展開していくことが必要である。このため、新京都府総合計画、京都産業活性化プラン、丹後活動プラン等に基づき、平成20年10月にオープンした「丹後・知恵のものづくりパーク」の整備を契機として機能の充実を図り、丹後織物産地が素材生産・和装品生産中心の産業構造から、洋装部門も含めたあらゆる市場ニーズに応える素材づくりをベースとした総合ファッション産地への転換を促進

また、機械金属業界においては、ハイテク化、多角化を推進し、業界内ネットワークづくりを促進しつつ、加工技術の高度化および付加価値の高いユニット部品、完成品の生産が可能な総合産地化を推進

産業支援センターとして経営・技術のトータルサポートの推進

技術支援を行うセンターと、経営支援を行う財団法人京都産業21北部支援センターが一体となって「京都府産業支援センター」として、中小企業を経営・技術の両面からトータルでサポートし、顧客視点での迅速・柔軟かつ効果的サービスを提供

創業・ベンチャー支援、新産業の育成

経営革新・新産業の育成

産業活性化に向け、中小企業新事業活動促進法や中小企業地域資源活用促進法、京都府中小企業応援条例等の活用を促進し、中小企業のような分野での経営革新や地域資源を活用した新商品開発、異なる分野の企業が連携し、相互の強みを活かした新たな事業活動等を積極的に支援

創業・新産業の育成

財団法人京都産業21をはじめ地域ビジネスサポートセンターなどの新事業支援機関等と緊密に連携し、創業や新産業の育成等の支援事業を効果的に実施

産地組合、団体との連携、支援

丹後織物工業組合との連携、支援

厳しい環境におかれている丹後織物産地において、役割の極めて大きい丹後織物工業組合が行う白生地などの新商品開発や、販路の拡大、総合産地化の推進等を目的とした「丹後織物求評会」をはじめ、情報の収集・提供事業、各種展示会への出展、丹後ちりめんのPRを図るための事業等を支援

また、京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例に基づき丹後ちりめんが「京もの指定工芸品」の指定を受け、技術の継承や人材育成、全国に向けて総合的な情報発信等が進められるように支援

丹後機械工業協同組合等組合・団体との連携、支援

丹後機械工業協同組合が行う企業活動の活性化に向けた支援を行うとともに、中小企業団体中央会と連携して、協同組合等の組織化の促進や既存組合の運営、活性化への助言等を行う

財団法人丹後地域産業振興基金協会との連携、支援

財団法人丹後地域産業振興基金協会が実施する産地組合や企業グループ等が取り組む新商品開発やイベント等に助成を行う丹後産地活性化推進事業を支援

市町、商工会等との連携、支援

地元の市町・産地組合・各種団体等が取り組むものづくり産業の振興事業等を支援

産業の活性化事業

匠の公共事業

丹後ちりめんや丹後藤布など京都の和装・伝統産業は、日本の文化を支え、世界に誇りうる府民共有の財産であることから、京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例に基づき、和装・伝統産業の基盤づくり（新たなものづくりの推進、人材育成・技術継承、需要基盤形成のための普及啓発）を積極的に推進

丹後輝くええもん工房推進事業

丹後地域の工房・工場等を対象に、「消費者との接点拡大による顔の見えるものづくり」を目指して、「ええもん工房」づくりを推進し、企業の意識改革と経営力の向上を図るとともに、丹後管内にある多種多様なものづくり企業を連携させることで、丹後全体のものづくり産業の活性化を促進

情報の収集・提供

メールマガジン、インターネットホームページの発行

電子メールを利用したメールマガジンやインターネットホームページを利用して丹後産地の情報、技術情報などをタイムリーに発信するとともに、京都府北部産地内外との情報交流に努める

資料の整備・拡充

丹後産地はもとより室町・西陣等の織物業界の業況や北部地域の機械金属業界の業況など、幅広い情報や資料の収集に努める

人材育成

次代を担う丹後の織物業等の若手経営者および後継者を対象に、講演会、セミナー等を開催

「丹後・知恵のものづくりパーク」の有効活用

北部地域のものづくり人材の育成や新たな産業興しと中小企業の総合支援を行う拠点施設としてオープンした「丹後・知恵のものづくりパーク」において、企業ニーズに即した効果的な人材育成研修を実施するとともに、財団法人京都産業21北部支援センターが整備した機器についても、企業との共同研究や依頼試験等で利活用を図るなど施設の有効活用を推進する

1.5.2.丹後産地の技術振興対策

技術開発の促進

新技術の研究開発

丹後産地が繊維製品の総合産地を目指して新しい展開を図るために必要な、新規・新用途織物の試作開発、新技術の研究開発、製品の品質向上に関する研究、生産加工工程の合理化研究、新しい加工技術等の研究開発、先端技術を応用した産地技術の高度化のための研究を行う

また、金属加工や機械加工関連技術等に関する最近の技術について研究し、技術の活用普及を促進することにより北部地域機械金属業界の技術振興を図る

丹後織物ルネッサンス事業

丹後地域の基幹産業であり、和装文化の伝統を守る上でも重要な位置を占める丹後織物産地の発展を図るため、地域に蓄積した高度な技術を活用した新商品開発および販路開拓を実施

研究開発企業の育成

助成制度や顕彰制度を通じて新技術等の研究開発に取り組む企業を支援

産学公連携促進のコーディネート

機械金属関連企業と京都工芸繊維大学およびセンターの産学公連携により、微細加工技術、新素材(マグネシウム、チタン合金等)加工技術を重点に、工織大丹後塾を通じた技術者の育成や大学の知的シーズを活用した新技術開発研究のコーディネートを行う

技術支援の強化

技術相談支援・企業訪問

織物の品質向上や生産技術の高度化、新規・新用途織物の開発、染色加工など生産加工の多様化技術、染織デザインなど織物製造工程並びに精練染色加工工程全般にわたる技術的問題について相談並びに現場支援を行う

巡回技術支援

北部地域の織物業・機械金属業(関連業を含む)を巡回し、生産現場における実態に即応して、個々の企業が当面する技術的問題の改善と技術水準の向上を図るため、外部から招へいする専門技術者と職員でチームを編成して、現場における技術的諸問題の解明のための助言を行う

巡回工作精度測定

企業の生産現場において工作機械の精度は品質管理の重要な要素であり、職員が現場に出張して工作機械の精度測定検査を実施

依頼試験

産地企業等の依頼に応じて、織物設計分解、繊維・糸・織物の化学的・物理的試験、染色堅ろう度試験、機器分析、および金属材料の物理的試験、機械加工部品の寸法・形状の精密測定等の試験・分析・測定を実施

機器貸付および貸出

企業における品質管理、新製品開発のため、企業技術者が直接センター等設置の機器を利用して、試験測定を行う

環境・食品分野への支援

化学、薬学系技術を通じた地域に根ざした食品業界、環境分野等への支援の拡大を図る

技術講習会、研究会の開催

試験・研究・試作等による成果の普及および技術向上のために必要な講演・講習会、研究発表会、研究会などを開催

金属加工や機械加工技術に関する最近の技術についての講習会、研究会を開催し技術の普及に努める

先染織物生産技術の強化

先染織物の生産技術の変化に対応するため、帯地等を効率よく製織するための新しい技術の紹介や講習会を実施

丹後テキスタイル・テクノ

丹後産地の織機調整技能士で構成する研究会を開催し、人材育成、生産技術力の向上を図る

繊維シンポジウム

新しい繊維、繊維加工技術、繊維製品の品質・性能など丹後織物産地活性化に向けたシンポジウムの開催

工場排水処理技術支援

精練・染色業者の排水処理施設管理技術の向上を図るため必要な技術支援を行う

省エネルギー技術支援

企業の省エネルギーに対する意識を高揚し、省エネルギー技術を向上させるため、熱利用電力利用合理化に必要な講演・講習会等を実施

産地研究団体の支援・育成

丹後産地の織物業者および染色業者等で組織する丹織技術研究会、丹後デザイン塾、丹後染色協会、丹後デジタルものづくり研究会、丹後染織デザイン研究会、丹後IT研究会、丹後地域精練染色公害防止連絡会、機械金属業界における丹機強生会等の事業を積極的に支援

技術者の養成

機械金属関係人材育成事業

北部地域のものづくり産業の一層の成長と次世代の産業振興を進めるため、財団法人京都産業21北部支援センター

との連携のもと、地域の企業ニーズに即したものづくり技術者の育成とその高度化など、人材育成のための各種技術研修を実施

織物関係人材育成事業

財団法人京都産業21北部支援センターとの連携のもと、織物業者の後継者、現場技術者を対象に、生産技術伝承と新技術習得のための講習会を行う

研究生の受け入れ指導

織物技術、機械加工技術、金属材料技術等特定事項について、研究を希望する者を若干名受け入れ指導する
技術情報の収集・提供

織物商品化情報の収集・提供

新規・新用途織物の開発を支援するため、国内外の新しい織物裂地を収集・整備して、テキスタイルデザインルームの拡充を図る

デザイン情報の提供

紋織・染織図案、ファッション専門誌等を収集・整備し閲覧に供するなど新商品開発・情報力を強化

技術情報資料の配布

研究報告書・技術支援用資料を作成し、関係機関並びに業界に配布する

機械金属加工技術データファイル

財団法人機械振興協会技術研究所の所有する加工技術のデータファイルの加工事例を活用することにより、生産現場における加工精度、効率、コスト、トラブルなどの改善のための情報提供を行う

特許電子図書館などを利用した特許検索

特許庁がインターネット上に開設している、特許電子図書館などを活用して特許情報を調査することにより、技術的な傾向、レベルの把握を行うとともに、情報提供に努める

1.6. 収支の状況

最近5年間の収支状況の推移は、以下のとおりである（人件費を除く）。

【表2.6】収支状況の推移

（単位：千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
【収入】					
使用料及び手数料	75	65	73	64	36
財産収入	204	284	120	393	748
雑収入	79	181	100	183	116
収入合計	358	531	293	639	900
【支出】					
報酬	3,590	3,641	3,631	3,661	7,575
共済費	518	717	747	954	1,008
賃金	135	1,527	1,626	3,167	3,238
報償費	1,247	1,034	1,960	2,494	2,072
旅費	5,563	5,165	4,888	3,623	4,210
需要費	17,049	20,733	17,976	16,248	23,780
役務費	5,804	5,050	3,693	2,959	31,229
委託料	3,414	1,948	1,836	2,729	6,772
使用料及び賃借料	644	783	1,038	2,041	531
工事請負費	4,994	0	6,269	0	0
原材料費	861	2,536	1,041	909	377
備品購入費	22,555	9,614	7,672	5,742	5,961
負担金、補助及び交付金	375	324	278	309	300
公課費	55	18	84	18	84
支出合計	66,805	53,088	52,738	44,855	87,138

2 収入事務

2.1.依頼試験・機器貸付の状況

織金センターにおいても、中技センと同様の事務手続により、手数料等の収入事務が行われている。

事務手続フローが適切に実施されているかについて、平成20年度の申込案件からサンプリングで抽出して書類の照合を行った。その結果、サンプリングした全ての案件の申込書や承諾書、依頼試験について試験結果（成績書）は整備されていて問題となる事項はなかった。また手数料も正しく徴収されていた。以上より、適切な事務を織金センターは行っていた、といえる。

2.2.手数料について

織金センターにおいても、中技センと同様の方法により人件費を含まずに手数料が設定されている。

中技センで記述したことと同様に、織金センターにおいても、まず依頼試験を行うためにいくらの人件費を負担しているのかの管理が重要と考える。次に織金センターが負担する人件費が許容される範囲かどうかを検討する必要がある。条例・規則を改正するとともに減免等の特例措置を新たに設ける必要があるが、手数料の計算方法は改訂し、手数料の上昇分は特例で減じるというプロセスを経て経済環境に対応していくというやり方が論理的であり、現実との整合性も確保され则认为らる。

3 支出事務

3.1.契約事務の推移

織金センターにおける契約事務の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

【表3.1】織金センターにおける契約事務の推移

(金額単位：円)

番号	事業の名称	委託先 符号	18年度	19年度	20年度	契約 方法	左の 理由	予定と 契約	本見積書 への流用	見積書 の数	左の 理由
1	機械警備	A	768,600	730,800	365,400	随意	※1	同額	あり	1	※3
2	電気保守管理	B	162,540	94,815		随意	※1	×	なし	2	-
3	電気保守管理	C		203,175	135,450	随意	※1	同額	なし	3	-
4	ホブニング式典 会場設営等	D			945,000	随意	※1	同額	あり	1	※3
5	土壌汚染状況調査	E			3,412,500	一般 競争	-	×	-	-	-
6	製品開発委託※5	F	905,174			随意	※2	同額	-	0	※4
7	製品開発委託※5	G		1,890,000		随意	※2	同額	-	0	※4
8	製品開発委託※5	H			1,914,000	随意	※2	同額	-	0	※4
合計			1,836,314	2,918,790	6,772,350						

1 京都府会計規則第161条の2第1項第6号

2 同規則第161条の2第1項第1号

3 同規則第163条第1項第3号

4 同規則第163条第2項第4号

5 製品開発委託は地元の業者への試作品等の制作を依頼するものであり、1件当たり6万円前後の合計金額である。

3.2. 随意契約の方法を採用した契約

平成20年度における織金センターの契約事務のうち、一般競争入札の方法によっていたものは1件であり、他は随意契約の方法によっていた。このような実態を踏まえ、随意契約の方法によっていたものについて、正しく規定どおり適用しているかどうかについて検討した。

中技センで述べたとおり、随意契約の方法による場合には、規定に基づかなければならないが、すべての随意契約について京都府会計規則第162条の2第1項各号に規定する金額要件を充たしており、特に問題はなかった。

3.3. 予定価格と契約価格の一致

平成20年度における織金センターの契約事務で随意契約の方法によったもののうち、予定価格と契約価格が一致していたものが、4件あった。このうち2件は、複数の見積りの結果一致したものの、特殊な製品開発委託契約であるものであり、この2件を除いた残りの2件は、予定価格を定める際に参考徴取した仮見積書を相手業者に確認したうえで本見積書として流用し、結果、予定価格と契約価格が一致するに至っていたものであった。

この点については、中技センで詳しく述べているとおり、予定価格の設定にあたって、参考見積書を徴取すること自体は問題ないが、相手方が1人に限られる場合においてまで、その参考見積書の金額に変更がないかを口頭により確認し、正式な見積書に流用することは、制度の趣旨に沿わないものと考ええる。業者との馴れ合いの可能性があれば、自らその可能性を潰してしまうくらいの対応が必要であろう。

3.4. 見積書が1件しかないものについて

平成20年度における織金センターの契約事務で随意契約の方法によったもののうち、見積書を1社の業者からしか徴取していなかったものが2件あった。このうち機械警備契約の1件については、事業年度途中での織金センターの移転計画があり、契約期間の融通のきく前年度に契約した業者と契約したものであるため、合理性のある理由に基づくものであった。よって、残りの1件について検証する。

この契約について、織金センターは、「仕様を決める企画段階から専門業者の意見を聞きながら複数の関係機関と調整して事業を進める必要があったため、共催関係機関との調整会議等にも必ず出席できて、同種同規模の事業を実施した実績のある地元企業を選定した。」つまり、「契約の相手方が特定人に限定されるとき。」(京都府会計規則第163条第1項第3号)に該当するので、唯一と考えるこの業者のみから見積書を徴したとのことである。

確かに、説明を聞けば、このように特殊な契約で、さらに仕様が決まっていない段階では、有効な見積書を徴取することは難しいだろうし、上記条項にも該当するものと考えられる。であるなら、こういった事情、経緯についても書面で残しておくべきである。このような例外的な条項を適用する場合には、適用するに至った事情、解釈をしっかりと書面にしておき、法令順守の責任を果たしたことを記録すべきである。それが、法令順守の意識を高く持ち続けることにつながるものと考ええる。

3.5. 特殊勤務手当の支給について

織金センターでは、毒劇物取扱作業に従事する職員に、特殊勤務手当を支給している。具体的には、毒劇物を使用して行う依頼試験(繊維鑑別等)および研究開発(試料の溶解・分解等)の化学分析作業に従事する職員に対し、作業1日につき290円を支給するものである。

これについては、「職員の特殊勤務手当に関する条例および職員の特殊勤務手当に関する規則」において規定されているとおりの金額であり、規定上問題は特になかった。

4 物品管理

4.1. 備品等の現物確認

平成21年度備品等登録表により無作為に抽出しリストアップした12種12品目について実査した結果、すべての備品につき現物が確認され、添付すべき備品シールが適切に貼付されていた。【表4.1】織金センター備品照合リスト)また、現地にて任意に選定した5種5品目につき、備品等登録表への記載の有無を確かめたが、適切に備品等登録表に記載されていた。

【表4.1】織金センター備品照合リスト

備品コード	取得日	品名	数量	金額(円)	所在地	照合結果
410074697	2004.03.31	コンピューター	1	167,265	8 研修室・小研修室	○
0010003418	1994.10.28	マイクロスコープ	1	3,296,000	5 機械加工室・超精	○
9100344321	1991.12.31	より試験機	1	35,758	1 事務室・所長室・	○
0110010839	2001.10.25	風合い自動計測システム	1	9,499,990	2 恒温恒湿室・環境	○
9100344334	1991.12.31	検尺器	1	292,650	4 織物実験室・湿式	○
9100105536	1991.12.31	温度測定装置	1	139,000	7 化学分析室・化学	○
0410050436	2004.09.27	電気炉	1	348,600	7 化学分析室・化学	○
0010003458	1993.08.09	切断機	1	1,014,550	6 金属加工材料試験	○
9100105725	1991.12.31	ねん糸機	1	343,500	4 織物実験室・湿式	○
9100105732	1987.03.30	整経機	1	3,000,000	4 織物実験室・湿式	○
9300019090	1993.12.16	紋揚機制御装置	1	1,339,000	4 織物実験室・湿式	○
9100105794	1991.12.31	留袖	1	250,000	1 事務室・所長室・	○

また、京都府物品管理規程第6条第2項に定められている毎年1回以上の現有物品についての点検についても、行われているようであった。すなわち、織金センターの説明によると、「機織生産機器については、月2回の自主点検をする一方、精密測定機器についても、職員が使用する都度、正常に作動するか日常的に点検作業を行っています。日常点検で不具合等を発見した場合には、利用に支障がないよう直ちにメーカー点検を実施しています。また、不具合等が無くてもメーカーによる定期点検実施後、相当期間経過している場合においては、トレーサビリティの確保と信頼性確保のため、メーカーによる点検を実施しており、それが概ね3年に1回程度になっています。」とのことであった。また、点検台帳についても整備されており、記載状況も概ね良好であった。このように府有財産の適正管理の意識は高いようであるので、自らが定めたこの管理体制のクオリティを下げることなく、さらに工夫して備品の良好な管理に努力されたい。

4.2. 機器稼働状況

織金センターにおける長期間、稼働していない機器の状況は、以下のとおりである。

【表4.2】1年以上稼働していない主要機器

機器名	理由
高速ジャンボワインダー	効率化の研究のため導入したが、現在は多品種小ロット化のニーズが高いため、使用していない
番場式パイプ錘燃糸機	現在、試作で必要とされる燃糸を行っていない
全自動箄通し機	現在、必要とされる織物の仕口替えがない
自動回転式反染機	S47年度設置の染色機械で、数反まとめて染色する大型のため試験染や見本染として使用するには非効率のため使用を控えている
衣服内外環境測定装置	該当試験機を使用する研究を現在行っていない
通気度試験機	現在、当該性能を必要とする織物の試験依頼がない
摩擦帯電圧測定機	現在、当該性能を必要とする織物の試験依頼がない
限外ろ過装置	セリシンの基礎的な物性を測定するため、セリシンの分子量の大きさに応じた分離を行っていたが、最近は行っていない

このように、主要な機器のうち、1年以上稼働していないものは上記8機器であり、これらはすべて織物に関係するものであった。

この指摘に対し、織金センターの説明によると、「当センターの機器については、地元企業のニーズもなく将来も使用見込みが無いもの、修理等も不可能で使用できなくなったもの、より高度な機器導入で不用となったもの、技術継承等のための保存についても必要性が無くなったもの、等の不用機器については処分してきています。ご指摘のこの1年間、試織業務、研究開発、依頼試験で使用することはなかった機器は、稼働実績は減少しても、地元企業からの依頼試験や試織、新製品研究等で使用する機器であるため、廃棄できないと考えています。」とのことである。確かに上記のような織金センターの説明も、織物産業を支える公的試験研究機関としての使命を鑑みれば、一定の説得力はある。しかし、一方で維持管理には人件費等の費用も費やされていることを思慮する必要がある。この費用対効果についても、よく検討した上のことであるとのことであるが、ならばそれを外部に説明できるように、それぞれの機器について網羅的に定期的に検討し、その検討過程と結果を書面で保存した方がよいのではないだろうか。内部の管理への自信と外部への説明責任とは表裏一体のものとする。

4.3. 毒劇物の管理状況について

毒劇物の管理状況について、担当者立ち会いのもと、現場において確認した。

毒劇物は鍵のかかった薬品庫に保管され、使用の都度作業内容および使用数量が台帳（物品出納整理簿）に記載されていた。また、毒劇物の残高は月1回例日を定めて管理されていた。以上より、適切に管理されていると認められた。

4.4. 保有機器の一元管理について

丹後・知恵のものづくりパークに設置している機器は、織金センターの所有する機器と財団法人京都産業21が所有する機器の2種類に区分される。

織物に関連する機器は織金センターが所有し、機械金属加工機は財団法人京都産業21北部支援センターが所有しているとのことである。このように1つの拠点で2つの組織が事業を実施しているため事務手続きが煩雑になっている側面がある。

たとえば、保有する固定資産に係る償却資産税は、京都府が所有する機器に関しては課税対象にならないが、財団法人京都産業21が保有する固定資産に関しては償却資産税が課税されることとなる。また、依頼試験手数料に関して京

都府が保有する機器を利用する場合は、消費税および地方消費税は課税されないが、財団法人京都産業21が保有する機器を利用する場合にはこれらの課税対象となる等、その主体となる組織について取扱いが異なることは事務手続を煩雑にし、効率的な事務が実施できない要因の1つとなっている。また、利用者にとっても同様に煩雑な手続きを強いることになる。

このような事務の不効率が生じているのも、その運営主体が織金センターと財団法人京都産業21と2つに区分されているためである。利用者の利便性かつ事務の効率化という観点からの組織運営のあり方を検討することも今後の課題となると考えられる。

4.5. 機器利用状況の管理について

織金センターは汎用のスケジュール管理システムを利用して機器利用スケジュール表を機器ごとに作成し管理している。また、織金センターと同じ建物内にある財団法人京都産業21北部支援センターが所有する機器と織金センターの所有する機器の2種類があるが、同じスケジュールシステムを利用することで一元管理を実施している。一元管理を実施することで、丹後・知恵のものづくりパークに設置している機器の利用状況が把握でき、よく管理されていた。

このように、機器の利用状況の把握および利用予定表の良好な管理方法があるのであれば、織金センターと同じく商工労働観光部が所管している中技センに対しても、その情報は共有されるべきであると考えられる。

今後は、管理担当者間、他の情報等についても共有できる体制をシステム化することで、より効率的な運営が可能となると考えられ、対応が望まれる。

第4 財団法人京都産業21

1 概要

1.1. 設立目的・根拠条例等

中小企業支援法第7条により京都府内全域の中小企業支援センターとして京都府から指定を受けている。

産学官の連携のもと、創業や中小企業の技術および経営の革新、新事業の創出など様々な局面における技術開発、人材育成、市場開拓、資金調達など多様な事業活動を総合的に支援し、もって京都産業の振興に資することを目的として、以下の事業を行っている。

情報技術活用の支援に関する事業

技術開発の支援に関する事業

受発注取引のあっせんおよび適正化に関する事業

経営および技術に関わる相談、調査並びに情報の収集および提供に関する事業

人材育成の支援に関する事業

投資、債務保証並びに資金の貸付および設備の貸与に関する事業

その他本財団の目的を達成するために必要な事業

1.2. 沿革

昭和41年 財団法人京都府下請企業振興協会設立

昭和53年 財団法人京都産業情報センター設立

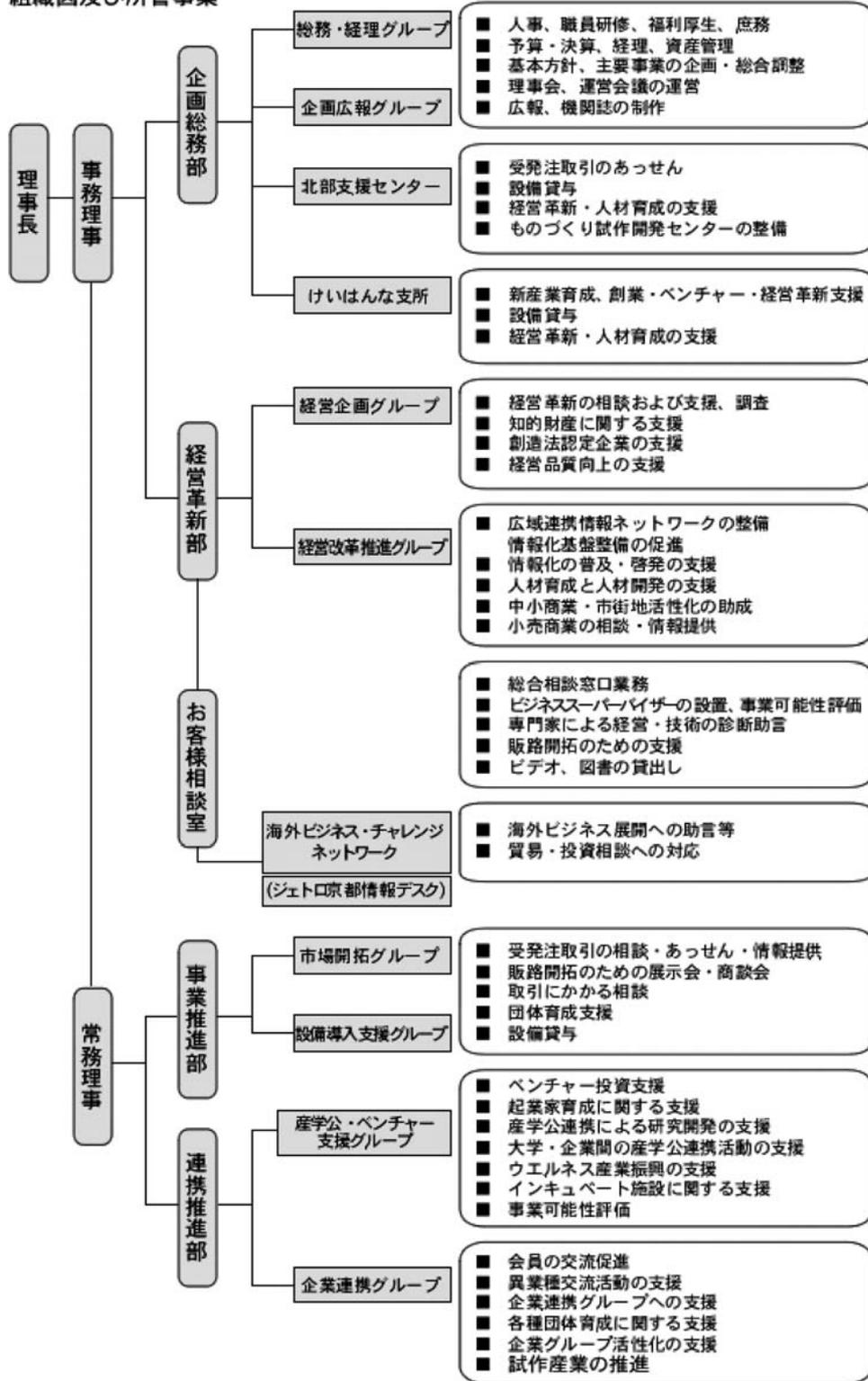
昭和54年 財団法人京都府下請企業振興協会を財団法人中小企業振興公社に名称変更

平成 3年 財団法人京都産業技術振興財団設立

平成13年 財団法人京都府中小企業振興公社、財団法人京都産業情報センター、財団法人京都産業技術振興財団を統合し、財団法人京都産業21を設立

1.3.組織

組織図及び所管事業



1.4.施設の概要と所在地

1.4.1.本所

所在地 京都市下京区中堂寺南町134(七本松五条下ル 京都リサーチパーク内)

1.4.2.北部支援センター

所在地 京都府京丹後市峰山町荒山225番地
(丹後・知恵のものづくりパーク)

1.4.3.けいはんな支所

所 在 地 京都府相楽郡精華町光台 1 丁目 7
けいはんなプラザラボ棟 3 階

1.5.主な業務内容

1.5.1.総合相談

登録専門家等の相談・派遣

専門家特別相談 経営関係全般

無料、毎週木曜日定期開催

専門家派遣 経営・技術各分野

有料：企業負担額8,000円＋旅費の 1 / 3

経営改革機動班

新事業の展開や経営の見直しなど総合的にアドバイスを必要とする場合は、ビジネス・スーパーバイザー、各部担当、技術スタッフ、専門家等のプロジェクトを編成して企業の取り組みようとしている課題解決の方向を明らかにしていく。

地域連携拠点の設置

創業、新事業、新商品の展開に意欲を持つ小規模企業への相談・支援を担う応援コーディネーターを配置し、経営革新計画の樹立等、様々な経営力向上の支援策につなげる。

ビデオライブラリー 経営全般 貸出無料

1.5.2.経営課題の解決

受注・発注先の紹介・あっせん

受発注取引あっせん

府内中小企業の新規顧客の開拓。製品・技術開発のためのビジネスパートナーの紹介・あっせん

BP Net

インターネットを利用した受発注情報の検索システム

商談会の開催・出展支援

京都ビジネス交流フェアの開催

府内中小企業の製品・加工物や技術等の展示・紹介、大手メーカーを交えた受発注商談会「ビジネスパートナー交流会」の他、各種セミナー等を併催した京都最大級のビジネスイベント

展示会・商談会出展紹介

「機械要素技術展」など東京、大阪で開催される展示会の紹介、出展支援

下請けかけこみ寺

各種相談の対応

専門相談員（常勤）が取引に関する様々な相談に応じるとともに、適切なアドバイスを行う。また、専任弁護士による法律相談にも無料で応じている

ADR（裁判外紛争解決手続）機関への取次ぎ

取引に係る紛争を迅速・簡便に解決するため、ADR 機関（財団法人全国中小企業取引振興協会）へ取り次ぎ、調停手続を行う

知的財産戦略支援

府内中小企業に、知的財産専門家（弁理士等）を一定期間集中的に派遣することで、知的財産の出願、保護、活用等の戦略策定支援、知的財産権に関する他社との契約や自社の体制整備のコンサルティング等を行う

「創援隊」による新製品・新技術の販路開拓

民間企業 OB やベンチャー支援グループなどで構成する応援団（創援隊）が新製品・新技術等の販路開拓を支援
京都・東京で新製品・新技術等のプレゼンテーションと意見交換を行う交流会の開催

設備貸与（リース・割賦）

経営基盤の強化や創業のために新鋭設備を導入する場合、希望の設備を財団が代わって購入して、その設備を長期かつ低利で割賦販売またはリース

人材の育成・確保対策

人材研修（人づくり塾）

中小企業の人材育成のため、新入社員、中堅社員・管理者等の階層別研修および事業継承支援研修を開催

北部地域の人材育成

「丹後・知恵のものづくりパーク」をものづくり人材育成の拠点として、京都府織物・機械金属振興センターや京丹後市、大学、業界団体等と連携し、基礎レベルから応用レベルまで技術者の技術力・製品開発力等の向上や経営に関する各種の実技研修やセミナーを開催

IT（情報技術）の活用

中小企業の IT 化支援

IT 専門家のコンサルティング、研修・セミナー等により情報技術人材の育成、スキルアップを支援

広域連携情報ネットワーク

「京都デジタル疎水ネットワーク」の活用により、京都府内の企業、団体、機関等のネットワークを支援し、高速・大容量の情報通信環境を提供

コビキタス特区の取組

高度通信機器（携帯端末）による多言語翻訳機能の活用実証等を通じた IT および観光に関連する新事業の育成
貿易・海外市場への進出

日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携し、国際ビジネスに関する相談、国際化セミナーを実施

小売商業活性化

事業者向け情報発信

情報誌「まいんど Kyoto」の発行、空き店舗情報の提供

「あきんど講座」等商店活性化セミナーの開催

中心市街地商業活性化推進事業

小売業新規開業者総合支援

新規開業希望者に、店舗や融資等の情報、専門家のアドバイスなど総合的にサポート

1.5.3. 経営革新・企業連携・新事業の展開

経営・事業計画

京都府元気印中小企業認定制度による支援

京都府中小企業応援条例に基づく研究開発事業計画の認定等、企業の成長・発展を支援

経営革新計画の相談・支援・調査

中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認申請の相談・調査、計画承認企業に対するフォローアップ支援

経営品質向上プログラム

経営品質オープンセミナー

経営品質向上の啓発セミナーを開催

京都経営品質協議会の運営

京都発の「卓越した経営」の実現に向けて協議会を運営、「経営品質講座」を開催

起業・創業

起業家セミナー・アドバイザーの助言

創業を目指す人や創業後間もない起業家に基礎的・実践的なセミナーを開催、受講生を対象に事業計画や会社設立、販路開拓などについてアドバイザーがフォロー

事業可能性評価

高度な知識と経験を持つ学識経験者、企業実務経験者、専門家、行政機関で組織する事業可能性評価委員会が開催
チャー、新事業展開を目指す中小企業のビジネスプランを評価・支援

企業連携

企業連携

特色ある技術・ノウハウを有する企業の連携による新事業・新市場への進出を支援

異業種交流会

「異業種京都まつり」としてテーブル交流会、講演、セミナーの開催により異業種交流を促進

京都伝統産業協働バンク

京都の伝統産業に関する技術情報の発信や受注取引を行う Web サイトを開設し、新たな事業化や市場開拓を支援

産学公連携

企業と大学・研究機関とのコーディネート

企業のニーズと大学・研究機関のシーズを活かした新事業の創出を支援

環境産業等産学公研究開発に取り組む企業への資金支援

産学公の強固な連携により高度な研究開発・実証実験等を推進するグループに資金の一部を支援

試作産業推進

試作産業プラットフォームの拡充

試作グループの結成等をはじめ、京都試作センター株式会社を中核とする、試作産業プラットフォームの拡充

新産業育成・地域振興

きょうと元気な地域づくり応援ファンド

果実運用型ファンド（50億円規模）を活用し、地域特産品・観光資源を活かした創業、商店街活性化や福祉・環境・

子育て支援など地域力の再生を図る取組を支援

きょうと農商工連携応援ファンド

果実運用型ファンド(25.2億円規模)を活用して、中小企業者と農林漁業者が連携して行う新たなビジネス等の取組を支援

地域資源活用

地域資源をして新商品開発等に取り組む中小企業の事業計画策定や各種施策の活用を支援

ウェルネス産業の振興

北部地域振興

「丹波・知恵ものづくりパーク」の施設・機器の活用や工業高校との連携により人材育成・確保を図るとともに、機械金属や繊維関係企業の販路拡大、技術研修・開発の支援、産学公連携による地域資源を活かした新産業の創出

南部地域振興

関西文化学術研究都市の先端的な機能集積をベースに新産業創出、ベンチャー支援、オンリーワン企業育成、新たな産業立地を促進し、新しい産業クラスターを形成

機器貸付

平成20年度に整備した30機種の試験・分析・測定・加工機械等を、技術改善・向上および試作開発等に取り組む企業等へ貸付

1.6. 決算の状況

最近3年間の正味財産増減状況の推移は、以下のとおりである。

【表1.6】正味財産増減状況の推移

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
【一般正味財産増減の部】			
経常収益	1,802,397	1,652,259	1,782,953
特定資産運用益	28,497	28,624	60,623
事業収益	744,812	766,484	680,087
受取補助金等	862,861	731,454	797,956
受取受託金	117,138	63,162	182,868
その他	49,089	62,535	61,418
経常費用	1,754,569	1,758,985	1,766,846
事業費	1,408,985	1,330,508	1,263,687
管理費	345,584	371,332	499,827
過年度補助金返済額	0	57,144	0
他会計への繰入額	0	0	3,333
当期経常増減額	47,827	▲ 106,726	16,107
経常外収益	12,373	27,074	0
経常外費用	0	11,413	17,468
当期経常外増減額	12,373	15,661	▲ 17,468
当期一般正味財産増減額	60,201	▲ 91,065	▲ 1,361
【指定正味財産増減の部】			
受取補助金等	0	9,975	321,347
一般正味財産への振替額	0	55	52,638
当期指定正味財産増減額	0	9,920	268,710

2 管理体制について

財団法人京都産業21の役員の状況は、以下のとおりである。

【表 2 - 1】役員の状況（敬称略）

役職名	氏名	所属	
顧問	山田 啓二	京都府	知事
顧問	門川 大作	京都市	市長
顧問	立石 義雄	京都商工会議所	会頭
顧問	村田 泰隆	(株)村田製作所	相談役
理事長	石田 明	大日本スクリーン製造(株)	代表取締役会長
副理事長	石田 隆一	(株)インダ	代表取締役社長
専務理事	家次 昭	(財)京都産業 21	常勤
常務理事	板倉 克芳	(財)京都産業 21	常勤
理事	大倉 治彦	(株)月桂冠	代表取締役社長
理事	小谷真由美	(株)ユーシン精機	代表取締役社長
理事	齋藤 茂	(株)トーセ	代表取締役社長
理事	鈴木 三郎	(株)最上インクス	代表取締役社長
理事	瀧 静子	(株)太洋堂	代表取締役社長
理事	辻 理	サムコ(株)	代表取締役社長
理事	錦織 隆	(株)日進製作所	代表取締役社長
理事	増田 清	京都試作センター(株)	代表取締役社長
理事	畑 正高	(株)松栄堂	代表取締役社長
理事	松山 靖史	(株)しょうざん	代表取締役社長
理事	山下 晃正	京都府商工労働観光部	部長
理事	森井 保光	京都市産業観光局	局長
監事	井野口順治	(株)京都銀行	常務取締役
監事	岸本 敏弘	京都中央信用金庫	相談役

財団法人京都産業21では、顧問・役員として京都を代表する首長や地方自治体の幹部クラス、企業の代表取締役会長・社長・役員等が理事長・理事に名を連ねており、京都府の民間企業からの積極的な意見・提案等の提出が期待されている。

平成19年度および平成20年度において開催された理事会の議事録および理事会における理事の発言要旨と回答状況について査閲を行った。理事の発言要旨と回答状況を見る限りにおいて、各理事からは率直な意見・提案等がなされており、期待どおりの理事会が運営されているものと思われる。

また、平成19年度および平成20年度における理事会の開催状況および理事の出席状況は、以下のとおりである。

【表 2 - 2】理事会開催状況・理事の出席状況

開催日	理事の総数	出席理事数	出席率(%)	委任状出席
平成 19 年 5 月 16 日	18	13	72	5
平成 20 年 2 月 15 日	17	10	59	7
平成 20 年 5 月 15 日	17	11	65	6
平成 21 年 2 月 6 日	16	12	75	4

上表のとおり、過去 2 年間の理事の理事会出席率は59%から75%であり、また、委任状提出理事を含めると100%の状況であり、過半数出席での過半数決議が可能であり、問題のない範囲にある。

しかし、個別の理事の出席状況を見ると、2 年間に一度しか出席していない理事が 2 名、一度も出席していない理事が 1 名存在していることも事実である。

京都を代表する企業の社長等であり、忙しい状況であることは理解できるが、「京都府の民間企業からの積極的な意見・提案等の提出が期待」されているのであれば、後述する公益法人制度改革への対応からも、可能な限り理事会に直接出席可能な理事を選任する必要がある。

3 会計上の問題点

3.1. 決算書関連

現在、財団法人京都産業21においては、公益法人会計基準（平成16年改正基準）にしたがった決算書が作成されている。平成20年度の決算書を査閲したところ、公益法人会計基準で求められているキャッシュ・フロー計算書が作成されていない、その他単純ミスと思われる間違いが散見された。

平成16年改正基準による公益法人会計基準の注解 1 によると「大規模公益法人は、貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録に加えて、財務諸表の一つとしてキャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない」とされている。この場合の大規模法人とは、「前事業年度の財務諸表において資産の合計額が100億円以上若しくは負債の合計額が50億円以上又は経常収益の合計額が10億円以上の公益法人」（公益法人会計基準の運用指針について 平成17年 3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）であり、また、同運用指針には「キャッシュ・フロー計算書については新会計基準適用 2 年度目より作成するものとする」と記載されている。

財団法人京都産業21では、平成18年度より平成16年改正基準の公益法人会計基準を適用しており、その年度での経常収益の合計額は1,802百万円であったために、平成19年度からキャッシュ・フロー計算書の作成が必要であったと考えられる。

キャッシュ・フロー計算書未作成の原因は、公益法人会計基準（平成16年改正基準）の理解不足と考えられるため、後述する公益法人制度改革への対応からも、早急に精通者の指導を受けることが望まれる。

なお、キャッシュ・フロー計算書については、「特例民法法人が新制度移行前に平成20年基準を採用する場合の指導監督等について（通知）」（平成21年 3月27日 府益担第75号）の趣旨から、大規模特例民法法人について、引き続き作成を要することが望まれている、すなわち、公益法人改革による公益認定を受けるまでは、作成することが望まれていることに留意が必要である。

3.2. 貸倒引当金の設定不足

財団法人京都産業21は、全国中小企業設備貸与機関協会（現：全国中小企業取引振興協会）の債権管理規定を参考に、財団の未収状況の実態に即して細分化した独自の基準「設備貸与事業に係る債権管理分類基準および貸倒引当金の引当率」を設定している。

貸倒引当金の設定基準は、以下のとおりである。

「設備貸与事業に係る債権管理分類基準および貸倒引当金の引当率」

債権は、毎事業年度末を財団の基準日とし、債務者の経営状況などにより、次のとおり分類し管理を行い、貸倒引当金は、この分類の引当率をもって行うこととする。

第 1 条 趣旨

債権の分類については、債権が、債務者の経営状況により千差万別であるあるため、画一的な分類を行う上で必要となる取り扱いについて、次のとおり定めるものとする。

分類	分類基準	貸倒引当率
正常債権	約定とおり返済が行われており、債務超過・赤字・繰越欠損でないもの	13/1000
	新規案件で返済が始まっておらず、債務超過・赤字・繰越欠損でないもの	
	約定とおり返済が行われているが、赤字・繰越欠損があるもの	4/100
要注意先債権	新規案件で返済が始まっておらず、赤字・繰越欠損のあるもの	10/100
	約定とおり返済が行われているが、債務超過が1期以上のもの	
	6ヶ月未満の支払い猶予の措置を講じたことが1回あるもの	
破綻懸念先債権	約定通り返済が行われているが、債務超過が2期以上のもの	20/100
	もしくは財務データの提出がない先	
	6ヶ月以上の支払猶予の措置を講じたことが1回あるもの	
実質破綻先債権	6ヶ月未満の支払猶予の措置を講じたことが2回以下のもの	50/100
	6ヶ月以上の支払猶予の措置を講じたことが2回以上あるもの	
破綻先債権	6ヶ月未満の支払猶予の措置を講じたことが3回以上あるもの	70/100
	法的・形式的破綻の事実が発生しているもの	
	約定弁済期日以降3年以上要するもの	100/100

注1) 約定とおり返済が行われているものについては、直近2期分の決算書に基づき、返済が始まっていない新規案件については、直近の決算書に基づくものとする。

注2) 新規案件とは、残債のない先。

第2条 リピータの取り扱い

過去に貸与実績があり、貸与期間中に要注意先債権乃至実質破綻先債権に該当するケースがあった場合、当初の分類は要注意先債権と格付けし、貸倒引当金率は20/100とする。

但し、過去に要注意先債権乃至実質破綻先債権に該当するケースがあった場合でもその完済から2年以上経過しており、かつ、直近決算において債務超過・赤字・繰越欠損でない申込みについては、正常債権として取り扱い、貸倒引当金率は4/100とする。

第3条 その他

同一企業の複数の契約が同時に支払猶予の措置を取った場合、カウントは1とする。

破綻懸念先債権の企業が、約定とおりの償還を2年以上した場合は、要注意先債権とする。

財団法人京都産業21の平成20年度決算書が上記債権分類および貸倒引当率に準拠しているかどうかの検証を行った。財団法人京都産業21が作成した、貸与先別の貸倒引当金の計算資料と決算書を照合した。その結果は以下のとおりであった。

【表3.2】貸倒引当金設定表

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先債権		(単位：千円)
	未収割賦損害金 (未収損料も含む)	29,872
	未収損害賠償金	47,723
	未収規定損害金 (リース)	35,595
	小計	113,190
正常債権及び要注意先債権		
		117,913
合計②		231,103
貸倒引当金及び貸与事業円滑化引当金の合計額		210,141
差額①－②		▲ 20,962

財団法人作成の貸倒引当金の計算資料によると平成21年3月31日現在の貸倒引当金として設定すべき残高は231,103千円であるのに対して、貸倒引当金残高と貸与事業円滑化引当金の合計額は210,141千円であった。差額20,962千円は貸倒引当金の設定不足が発見された。

これに関して、京都産業21は「『設備貸与事業に係る債権管理分類基準および貸倒引当金の引当率(以下「基準」という。)』は、民間企業の場合とは異なり、必要以上に資金を溜め込むことのないよう限度額として貸倒引当金の引当基準を設定しているところである。具体的計上は、貸倒引当金の上限とし、収益の範囲内で計上しているところであり、

このことは、(財)全国中小企業設備貸与機関協会の指導内容どおりであり、全国の中小企業支援機関でも同様の考え方に基づき事務処理を行っている。京都府へも当然報告し、オープンにしているところである。」との回答であった。

この回答に関して、貸倒引当金は債権の回収可能性を見積もり、債権の返済不能予測額に対して設定されるものである。つまり貸倒引当金は見積の性格を有する科目であるため、その見積額に恣意性が介入しないよう貸倒引当金計上基準が必要とされるものである。換言すると、担当者によって債権の回収不能額の見積にばらつきが発生しないために設定されるものである。その基準から算出された必要引当額を上限として実際の引当額を設定する、という考えは結局、貸倒引当金の計上額に恣意性が介入する余地が生じ、客観性が担保されず、基準を設定する意味を失わせることとなる。

また、仮に百歩譲って、基準が上限額を定めたものとしても、京都産業21は基準によって算出される上限額と貸倒引当金の実際計上額の差額を説明した資料を作成しておらず、また合理性のある説明は得られなかった。

結果として、貸倒引当金計算資料と貸倒引当金の実際計上額に乖離がある状況であり、この差異の合理性を検証できる体制が確保されていないことは内部管理体制に重要な欠陥がある。少なくとも、基準と異なる金額を計上した場合、その差異金額(この場合は貸倒引当金不足金額)と差異内容がいかなる理由によるものかの説明資料を作成し、責任者の決裁書を整備する等の内部管理体制は必要であったと考えられる。

また、収益の範囲内で貸倒引当金を計上するという考え方も認識誤りである。そもそも貸倒引当金は将来発生の可能性の高い債権の回収不能による費用や損失に備えて計上されるべき勘定科目である。つまり収益とは無関係に債権の回収可能性のみを検討して貸倒引当金計上額が算定されなければならないものである。

結果として財団法人京都産業21の貸倒引当金計上額は基準と比較して不足していたことになる。収支計算重視から損益計算重視への転換が図られている新公益法人会計基準の観点からは会計的に、不合理とも言える貸倒引当金の設定であるし、貸倒引当金設定額の根拠資料の不足という面においても、財団法人京都産業21の会計管理体制は不備があると云わざるを得ない状況である。

次に計算資料に記載されている個別案件が前記記載のとおり貸倒引当金が計上されているかの検証をサンプリングで検証した。

破綻先に関しては、債権金額の100%貸倒引当金の計上を行っていたので、特に問題となることはなかった。

さらに破綻懸念先債権と要注意先債権の貸倒引当金の十分性について検証を行った。サンプリングは任意に、破綻懸念先および実質破綻先債権5案件と要注意先債権3件に対してサンプリングを実施した。

破綻懸念先および実質破綻先債権の5件のサンプリングの結果、4案件に関しては規定に準拠した貸倒引当金の計上はなされていた。また、要注意先債権の3件に関しても特に問題は発見されなかった。

残りの破綻懸念先債権の1件においては、貸倒引当の設定が不足していると考えられる事項であった。

当該案件の延滞状況は次のとおりである。

1 回目の支払猶予：平成19年7月から平成19年12月までの6ヶ月

2 回目の支払猶予：平成21年から実施中

財団法人京都産業21は支払猶予の相談があると、その会社の財務状況をヒアリング等で調査し、支払猶予の実施を決定すると原則6ヶ月間は猶予している(場合によっては12ヶ月におよぶということである)。上記の結果により、「6ヶ月以上の支払措置を講じたことが2回以上あるもの」に該当すると考えられる。この場合規定では、実質破綻先債権の分類がおこなわれ、残債権の70%の貸倒引当金の計上が必要とされている。しかし財団作成の貸倒引当金の計算書を見ると、「6ヶ月以上の支払猶予の措置を講じたことが1回あるもの」に該当するとされ、破綻懸念先債権の区分に分類し、残債権の50%の貸倒引当金しか計上されていない結果であった。

当該案件の債権額は、8,411,850円であるため、

貸倒引当金不足額は $8,411,850円 \times (70\% - 50\%) = 1,682,370円$ である。

この会社において、6ヶ月以上の支払猶予措置を講じた実績が1回となる。また2回目の支払猶予は平成21年2月からであるため、決算期(平成21年3月末)を基準に判断すると、2ヶ月間が経過していないため、6ヶ月未満の支払猶予措置を講じたものが1回ということとなる。規定を見ると、6ヶ月以上の支払猶予措置と6ヶ月未満の支払猶予措置の計2回の場合の対応は記載していない。そのため財団は破綻懸念先債権に債権分類をおこなったと推測される。

しかし、支払措置は原則6ヶ月間実施するということなので、財団が支払猶予を行うと判断しているのは平成21年2月時点である。そのことから平成21年2月時点ですでに6ヶ月以上の支払猶予措置は行われたと考えるのが経済的実質に合致すると考えられる。また、財団は決算を実施しているのは平成21年5月であり、このような場合、決算作業を行っている時点の債権の回収状況を考慮するのが常道である。

確かに規定の文言が、実質破綻先に分類するかあるいは破綻懸念先に分類するのか不明確となっている側面は否めない。運用細則を整備する等して債権分類と貸倒引当金の設定率に関して明確化することが必要である。

その他の案件に関して、貸倒引当金の十分性という観点からは問題はなかった、しかし、監査時において、債務者の直近の決算書の入手をしていなかったかあるいは監査時に決算書が提示されなかった案件が破綻懸念先で2件、要注意先債権で1件と3件が資料の十分性が確保されない状況であった。サンプリング件数が7件であったことを考えると、非常に高い割合で適切に資料の提示ができていない状況である。資料のファイリング方法を改善し、適切に資料が提示可能な状況にすることが必要である。

また、決算書の入手の全体的なチェックが欠けていると言えるため、今後は、債務者に関する決算書の入手状況の一覧表を作成することが望まれる。一覧表を作成することにより、その入手状況の把握をはかり、決算書の入手漏を防ぐ手立てを講じることが必要と考える。

4 公益法人制度改革

4.1. 公益法人制度改革への対応

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的に、公益法人制度改革が行われている。

従来の公益法人には、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人のいずれかに移行するという選択肢があるが、平成20年12月1日の新制度施行後5年間は特段の手続きをとることなく従来と同様の法人（特例民法法人）として存続できる。ただし、平成25年11月末の移行期間終了までに移行申請を行わなかった場合には解散となるので注意が必要である。

財団法人京都産業21が今後も継続して運営していくためには、5年以内に一般又は公益財団法人として認可又は認定を受けることが不可欠となっており、この新公益法人への移行に関し、平成21年3月開催の財団理事会および運営会議において、平成23年4月1日移行を目指したい旨の報告がなされている。

4.2. 理事の理事会出席

新公益法人制度における理事は、その個人的な能力や資質に着目し、法人運営を委任されている者であり、自ら理事会に出席し、議決権を行使することが求められている。また、理事会における協議と意見交換に参加していない者が、その情報を知る前に、事前に書面投票等を行うことは、責任ある議決権の行使とはならないため、理事会が開催された場合には、議決権の委任状による代理行使は認められていない。

先述したように、現在の財団法人京都産業21の理事の中には、直接出席していない理事が複数存在している。

新公益法人制度において、主務官庁制を廃止し、理事に法人運営のガバナンスを委ねていることを考えると、少なくとも理事会に出席可能な理事に就任要請を行うことが求められる。

4.3. 会計処理上の対応

公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第2号では、公益認定のための公益性基準として「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎および技術力を有するものであること」とあり、経理的基礎が求められている。経理的基礎とは、財政基盤の明確化、経理処理、財産管理の適正性、情報開示の適正性（公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）内閣府公益認定等委員会）であり、法人の開示能力が求められている。また、認定申請時の直前の決算書類は、収支相償等認定の基礎となる数値との整合が必要となるため、平成20年基準による公益法人会計基準による決算書作成が望ましいとされている。

先述のように、平成16年改正基準の公益法人会計基準の理解が不十分な状態で、平成20年基準により決算書を作成することには無理があるように思われるため、公益法人制度改革への対応の一つとして、早期に公益法人会計基準についての精通者の指導を受ける必要がある。

上記「公益認定等ガイドライン」によると、情報開示の適正性について「外部監査を受けているか、そうでない場合には費用および損失の額又は収益の額が1億円以上の法人については監事（2人以上の場合は少なくとも1名、以下同じ）を公認会計士又は税理士が務めること、当該額が1億円未満の法人については営利又は非営利法人の経理事務をたとえば5年以上従事した者等が監事を務めることが確認されれば、適切に情報開示が行われるものとして取り扱う」との記載があるため、外部監査を受けるか監事に公認会計士又は税理士に就任依頼を依頼することにより、「指導を受けるとともに認定基準についてもクリアできる」ということも考えられる。

5 支出事務

5.1. 契約事務の推移

財団法人京都産業21における契約事務の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

【表5.1】財団法人京都産業21における契約事務の推移

(金額単位：円)

番号	事業の名称	委託先 符号	18年度	19年度	20年度	契約 方法	左の 理由	見積書 の数	備考
1	変電設備点検業務	AA			43,050	随意	※1	3	月額
2	機械警備業務	AB		21,000	47,250	随意	※1	2	月額
3	顧問弁護士	AC	57,000			随意	※1	なし	月額
4	顧問弁護士	AD		57,000	57,000	随意	※1	なし	月額
5	顧問会計士	AE	525,000	525,000	525,000	随意	※1	なし	
6	産業医業務	AF	31,500	31,500	31,500	随意	※1	なし	月額
7	新中期計画策定業務	AG			1,680,000	随意	※1	1	
8	クリエイティブ京都M&T発行発送一式	AH	11,812,588			随意	※1	3	
9	クリエイティブ京都M&T発行一式	AI		5,835,060	5,993,283	随意	※1	①94 ②05	
10	クリエイティブ京都M&T発送一式	AJ		2,162,975	1,920,312	随意	※1	①92 ②02	
11	まいんどKyoto等HP掲載情報収集	AK	2,220,000	1,776,000	1,008,000	随意	※1	2	
12	まいんどKyoto発行	AH	1,803,606	1,309,800		随意	※1	3	
13	まいんどKyoto発行	AL			816,480	随意	※1	3	
14	「創援隊」チラシ	AM			67,725	随意	※1	2	
15	地域力連携拠点事業紹介パンフレット	AI			183,750	随意	※1	3	
16	試作グループ紹介パンフ作成	AN	107,100			随意	※2	2	
17	システム保守運用	AO	3,118,500	4,158,000	4,158,000	随意	※3	1	
18	C I S下請システム機能追加	AO			1,759,800	随意	※1	2	
19	人材育成ポータルサイトシステム開発	AP		413,700		指名	—	4	
20	HPリニューアル	AI			1,865,850	随意	※1	2	
21	同変更契約	AI			220,500	随意	※1	1	